



筑紫女学園大学リポジット

Family Social Work for Family Re-integration Prerequisites for Child Guidance Center to Help Children and their Parents Reunified

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西原, 尚之, NISHIHARA, Naoyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/574

家族再統合にむけたファミリーソーシャルワーク

－ 児童相談所がおこなう家庭復帰支援の前提条件－

西 原 尚 之

Family Social Work for Family Re-integration

Prerequisites for Child Guidance Center to Help Children and their Parents Reunified

Naoyuki NISHIHARA

I はじめに

わが国において児童虐待が発見された年は1990年である。理由は厚生省（現：厚生労働省）が全国の児童相談所で対応した児童虐待の件数を公表しはじめたのがこの年だからである。つまり国が児童虐待の存在を認め、これを解消しなければならない問題として認知したという意味で児童虐待の発見元年なのである。その背景には児童相談所が保護者による子どもへの傷害致死事件を防止できていない実態をマスコミや識者が喧伝したことで、この問題が一般市民にも広く知れわたり、国も重い腰をあげざるをえなくなったという事情があった。ただ1990年以降も児童相談所や学校が虐待事実を知りながら有効な手立てを講じることができないまま子どもを窮地におとし入れる事例が相つぐことになる。同時にこうした問題の根本が「親権の壁」にあることも共通認識となっていった。つまり懲戒権に象徴されるようなパターンリズム色の濃い保護者の権利（親権）が、子どもが安全に生活する権利（子どもの権利）や親権が不当に行使された際に公が介入できる権利（公権）よりも優位な位置づけにあるという問題である。この課題は子どもの権利を最優先し、重篤な虐待ケースでは公権をもってスムーズに親子分離をおこなうことができる法制度や介入システムが確立されるにつれて現在ではかなりの改善がみられるようになった¹⁾。

しかし子どもを守るために親子を分離すれば児童虐待の問題が解決されるわけでないことは明らかである。施設や里親のもとでの生活が虐待・ネグレクトの環境におかれた子どもたちにとって必要なものはいくつまでもないが、理想的には自分の家庭で親から適切な養育を与えられ、安全かつ安心できる生活環境を手に入れたときにはじめて子どもの権利が守られたといえる。子どもの権利条約はその前文で「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め（傍点筆者）」（日本政府訳）と前置きしたうえで、第7条において「（前略）できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する（傍点筆者）」と家族とともに生活する権利を強調し、さらに第9条では「（前略）父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接

触を維持する権利を尊重する」と親と離れて生活している子どもが親子の絆を維持する必要性にも言及している。

日本は国内法を整えて1994年に子どもの権利条約を批准したが、親子分離の介入と比べて家族再統合にむけた取りくみは後手に回っている感がある。はじめて公に示された家族再統合に関する法令等は1999年に厚生省（現：厚生労働省）が發布した「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」という通知であろう。これによって乳児院では家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置が認められるようになった。ファミリーソーシャルワーカーの業務内容の第1には「対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務」が掲げられている。具体的には「保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助」と「保護者等への家庭復帰後における相談援助」というそれまで十分に実施できていなかったアウトリーチによるソーシャルワークと家庭復帰したあとに必要なフォローアップ体制の確保を意図したものである。また2004年からはこの制度が児童養護施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設にも拡大された。この2004年は児童虐待防止法がはじめて改正された年でもあるが、その第4条には、国および地方公共団体の責務として「児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合への促進への配慮」をおこなう努力義務が新たに盛り込まれている。そして2016年の改正児童福祉法においてもはじめて「親子の再統合のための支援」という文言が明記され、関係機関が連携して親子関係の再構築にむけた支援をもとめる条文が追加されることになった。

このように家族再統合支援をおこなう枠組みが少しずつではあるものの整えられていくなかで神奈川県や福岡県のように家族再統合を専従でおこなうチームを始動させたり、家庭復帰を促進するためのプログラムを作成したりする先駆的な児童相談所が現れるようになった。ただこうした取りくみはスタンダードにはなっていない。マンパワー不足や援助方法が未確立であるなどの課題も多い。え、どのような課題があるかということすら十分に整理されていないのが現状である。

筆者はある児童相談所において家庭復帰にむけた相談援助を専従でおこなっているチームのスーパービジョンを担当してきたが、本論ではこの経験をもとに、これから児童相談所が家族再統合にむけたファミリーソーシャルワークを実践していくうえでの前提条件を提示したい。

II 家族再統合にむけた新たなフレームワーク

1. 専従チームの設置

児童相談所の相談援助業務は地区担当制で、一人の児童福祉司（ソーシャルワーカー）が担当している地域からあがってくる相談をその種別に関係なく、すべて対応するシステムが一般的である。ただ児童虐待が社会問題として注目されるようになってからは、より機動的な介入をおこなうために虐待事案を専門にあつかうチームを立ちあげた児童相談所がある。こうした専従チーム制の採用は地区担当制と比較して即応性、専門性、平等性（どの地区からの相談であっても担当ワーカーの力量に左右されないという点での均一性）において優れているからである。また虐待ケースにおいて親子分離の介入をおこなうような事例は緊急性が高く、連携機関や地域社会からも注視される

傾向があるため、それが外部圧として専従チーム設置の誘因になっている。

いっぽう親子分離ケースと比較すれば家庭復帰ケースは緊急性、注目度が低くその意味では外部圧はかかりにくい。そのため逆説的にいえば慢性的にマンパワーが不足しているわが国の児童相談所において、専従チームを設置しないままで十分な家族再統合支援をおこなうことはその実効性に疑問がのこるといえよう。たとえば児童養護施設では家庭支援専門相談員が家庭復帰支援の中心的役割を担っているが、その業務を専任にするか兼任にするかは施設側の裁量にまかされている。ファミリーソーシャルワークのみに専従できる施設のほうが、ケアワーカーとしての役割をもこなさなければならない兼任制の施設に比べて格段に家庭復帰支援が充実している現状は周知の事実である。こうした先例を考えても児童相談所が家族再統合支援をおこなうには専従チームの設置が必須といえよう。

またチームメンバーの構成も重要である。入所中の子どもを保護者のもとにもどしていくには生活環境を整備するための社会資源活用、家庭復帰後の子育てを支えるためのサポート体制構築、保護者が子どもへの対応を学ぶペアレントトレーニングや発達ガイダンスなど専門的な方法論を用いる場合が多くなる。したがって、こまやかな専門的援助を実施するには複数の多職種メンバーの配置が必要になる。これを考慮すれば児童福祉司（ソーシャルワーカー）と児童心理司（心理士）のペアは家族再統合支援チームを構成するための最低限のユニットであろう。

さらにスーパーバイザーの存在はチームの機能を維持していくうえで欠かせない。家族再統合にはさまざまなアプローチが必要になるためその知識やスキルを伝える教育的スーパービジョン、進展しないケースや攻撃的な保護者への対応で疲弊しているチームを心理的にサポートする支持的スーパービジョンが有効なのはいうまでもない。しかし家族再統合支援のスーパービジョンにおいてはその管理的機能をもっとも重要と考えられる。①ケースへの支援がプランニングどおりに進められているか、②ケースロードが増加した場合それぞれのケースにたいしてどの程度の力配分をおこなうか、③虐待ケースの場合、適切なリスクマネジメントができていかなどはチームメンバー以外からの視点によって明確化できる。

【事例1】²⁾

太郎は生後すぐに両親が離婚して兄と3人の母子家庭になった。母親には軽度の知的障害があり4歳の兄の世話をするだけでせいっぱいの状況であった。市の保健師が家庭訪問したところ大便にまみれた太郎を発見して乳児院に一時保護されることになる。母親は「太郎を手放したくない」と訴えたが「子育てができる環境になればすぐに引きとることができる。会いたいときにはいつでも会える」という説得に応じて措置入所に同意した。しかし入所して数か月たっても母親の面会はなかった。施設が電話をすると「来週いきます」と返事をするものの約束は実行されなかった。児童相談所の地区担当ソーシャルワーカーから面会を促しても状況は同じであったため家族再統合チーム（以下チーム）が介入することになった。

家庭訪問をして話をきくと母親は車を運転できないうえに「バスや電車に一人で乗ることができない」と恥ずかしそうに語った。そこでチームのソーシャルワーカーは公用車をつかって母親を施設まで送迎することから始める。つぎに公共交通機関を乗りついで母親と一緒に施設

まで行く練習をかさね、母親はようやく一人で太郎に会いに行けるようになった。ところが太郎は母親と二人きりになると激しく泣きだしてしまうため、母親は次第に自信を失って施設にも足が遠のくようになった。スーパーバイザーはここで面会がとぎれてしまうと長期の入所ケースになると危惧してソーシャルワーカーには面会支援を再開し、心理士には遊びをとおした母子交流の促進をおこなうようにアドバイスした。

太郎が2歳になり母子関係も安定してきたためチームは家庭復帰にむけたステップに進もうとしたが、母親は引きとりに消極的な態度をみせはじめた。自宅からでは歩行に不具合がある兄の学校送迎と太郎の保育所送迎が同時にできない、太郎の存在を覚えていない兄に太郎の存在を伝えることができないなど母親なりに懸念をもっていることがわかった。そこでチームは母親との面談をくりかえしながら母親の心配にたいして具体的なアプローチをおこなった。福祉事務所の生活保護ケースワーカーと協力して兄が通学している小学校と保育所に近い住居を確保し、そこに転居することで送迎の懸念を払しょくした。太郎の存在を兄に告げることができないという悩みには、心理士が「早い時期に説明したほうが兄の心理的なストレスは軽い」と説得し、どのように伝えるかをロールプレイで練習した。兄に話をする場面には心理士も同席した。母親は緊張した口調で説明を終えたが、兄の「僕に弟がいるの、やったー」という喜びには拍子抜けした表情であった。

その後、乳児院での宿泊訓練プログラム、自宅での外泊プログラムをとおして太郎は母親に引きとられた。しばらくは太郎のトイレトレーニングやしつけの方法がわからないことで母親が不安定になって頻繁に電話をかけてきた。しかし、チームが保育所と連携しながらサポートを続けていくにつれて母親は落ちついていき、現在では月に1回家庭訪問をする程度となっている。

このケースにおいてソーシャルワーカーがアウトリーチに費やした時間、心理士が母親へ心理的サポートを実施した頻度は、児童相談所が一般的な養護ケースにかけられる労力をはるかに越えている。換言すれば専従チームの介入がなければこうしたケースは児童養護施設に措置変更となって長期の入所につながる可能性が高くなるのである。

2. ソーシャルワークプロセスの再認識

これまでも家族再統合にむけて、親子関係の改善や生活困難を緩和するための支援は児童相談所のソーシャルワーカーが中心的役割をはたしてきた。しかし本論で述べているこれからの家族再統合支援はその実効性を担保するために旧態のそれとは異なったプロセスを備えていなければならないと考える。

図1はこれまでどこの児童相談所でもおこなわれてきた家庭復帰支援プロセスの概略図である。スタートラインは入所中に①保護者から子どもを引きとりたいという希望がでたとき、②子どもが家庭で生活したいと訴えたとき、③子どもの問題行動等で施設側が入所を継続させることが困難になった場合などであろう。その後児童相談所は施設とともに子どもが家庭にもどることができるかどうかのアセスメントをおこない、最終的には児童相談所による措置解除の決定を経て子どもは退

所することになる。当事者のデマンド（訴え）が家庭復帰の起点となる点、支援はインケア（入所中の生活支援）が中心であり退所後の準備をするリービングケアおよび退所後のアフターケアは入所していた施設と児童相談所の担当ソーシャルワーカーの裁量次第という点がその特徴である。

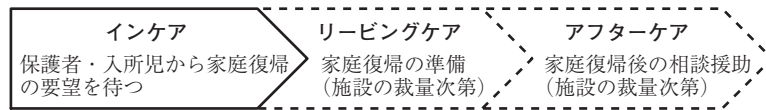


図1 今までの家族再統合支援プロセス

いっぽう図2はこれから標準化されるべき家庭復帰支援のプロセスである。まず、最初におこなう作業はケースの発見である。おそらく現在わが国で入所施設を利用しているケースのなかにも家族再統合支援のニーズをもっている親子が多く存在していると考えられる。こうした潜在的ニーズを顕在化させるためには日常的に対象ケースの掘りおこしを意識しておこなう必要がある。

また新たに入所してくるケースの場合はアドミッションケア（受け入れ支援）の段階で保護者が子どもを引き取りたいと望む意欲の程度と子どもが親と生活したいと望む意欲の程度を把握し、そのうえで親子がともに生活できる環境のアセスメントをおこなう必要がある。子どもの権利条約をベースに作成された『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』も「(代替) 養育提供と永続性のための計画立案は、できる限り早い時点から、理想的には子どもが養育を受ける前から、実施されるべきである（傍点筆者）」(International Social Service=2011:33)と入所時点から再統合支援プロセスをスタートさせるようにもめている。

さらに、入所中には子どもや保護者から自発的に家庭復帰の要望が出てくるのを待つのではなく、親子の面会や帰省プログラムをとおして関係性の改善をはかるとともに、双方がともに生活したいという動機づけを高める働きかけが必要になってくる。ここでもガイドラインは「(代替) 養育と処遇が適切であるかどうかを定期的-できれば少なくとも3ヶ月ごとに-徹底的に審査することにより、子どもの権利を保障すべきである」と厳格なモニタリングスケジュールを課している(International Social Service=2011:34)。その結果、家庭にもどる道筋がつけば外泊プログラムなどのリービングケアを実施する。そしていったん家庭にもどっても定期的な連絡体制を確保しながらアフターケアを実施していく。つまり「機関（児童相談所）と施設（児童養護施設等）は、子どもの代替的養育の終了について明確な方針をもち、適切なアフターケアまたはフォローアップを確実におこなわなければならない」(International Social Service=2011:48)のである。

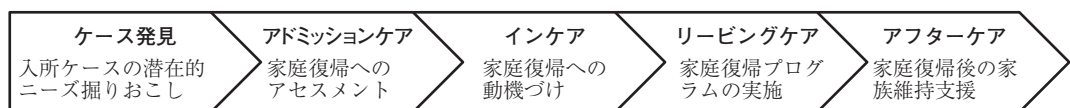


図2 これからの家族再統合支援プロセス

認定ソーシャルワーカー（社会福祉士）養成教育が始まってから、従前のケースワークプロセスに新たなステップが組み込まれるようになった。追加されたのは、アウトリーチによって潜在的ニ-

ズがあるケースを探索する「ケース発見」、援助中に経過観察をおこなって必要な場合は早急に軌道修正する「モニタリングと再アセスメント」、終結後に見守りなどをおこなう「アフターケア」である。家族再統合の援助もこうしたソーシャルワークプロセスに準拠することでより包括的な支援が可能になると考えらえる。

Ⅲ 家族再統合の定義と支援対象ケース

1. 心理的な親子関係の再構築

つぎに家族再統合の定義を確認しておく必要がある。それは家族再統合をおこなうチームがどのようなケースを支援対象とするか、そしてどのような状態になれば家族が再統合されたとみなして終結にするかというきわめて実務的な課題を含んでいるからである。「家族再統合」に類する用語としては本論でも使用している「家庭復帰」があるが、これは親もとから離れて施設などで生活していた子どもが再び親と同居するという物理的現象を意味した言葉である。また「家族（親子）関係再構築」も類語として使用されている。この用語は逆に親子が一緒に生活しているかどうかといった現実ではなく親子の心理的な絆を再生、改善させるという親子関係の心理的な再構築に焦点をおいている。才村（2005：273）は「たとえ家族が離れて生活していても、その構成員が互いに家族の一員としてのアイデンティティを持ち、互いにその存在を受容することにより、情緒的なつながりが再形成されるようになるならば、これも家族が再統合されたと考えることができるわけであり、このような状況を実現することも家族再統合の1つの目標といえる」と家族再統合は生活する場所ではなく親子の関係性をテーマにするべきと述べているが、筆者がおこなってきたスーパービジョンの経験からするとこの見解は妥当であると考ええる。

【事例2】

春子は未婚の母親が精神疾患となり、ネグレクト状況になったため生後数ヶ月で乳児院に措置入所となった。母親の症状は落ちつくものの退院のめどはたないまま長期入院中である。措置変更になった児童養護施設は春子に「母親は病気で遠くの病院に入院している」と説明し、春子を書いた母親宛の手紙には担当職員が母親の代わりになって返事を書いていた。小学生になった春子が「お母さんに会いたい」と訴えるようになったため、家族再統合チームが介入することとなる。チームは施設と連携して春子の心もちを細かく推しはかりながら慎重に支援をすすめていった。まず施設職員とともに母の代わりに手紙の返事を書いていたことを謝罪した。つぎに母親の精神疾患の症状を心理士が分かりやすく説明したうえで春子に母親と会う気持ちがあるかどうか再確認し、同時に母親のほうにも春子と会いたい気持ちがあるかを確かめた。春子には母親の写真を事前に見せ、母親の言動によって困惑させられる可能性も具体的に伝えながら心の準備をさせた。そして8年ぶりに親子は再会をはたすことになった。面会はチームが予想していたよりもスムーズに終わり、親子の希望で定期的な面会につながった。現在は病院のソーシャルワーカーと連携して病院外で親子二人の時間がすごせるような段階にいたっている。

このケースにおいて親子がともに生活するという目標は現実的ではない。しかし、チームの介入によってはじめて春子はそれまで空想でしかなかった母親の存在を現実世界で手に入れることができたのである。心理的な関係性の構築を家族再統合の範疇に入れる意義を示した好例である。さらに論をすすめれば、両親の死亡や所在不明のケースであったとしてもライフストリーワークなどのアプローチを用いて心的親子関係の構築やアイデンティティ形成を促すような援助も家族再統合支援の射程に入れるべきであろう。

家庭復帰とは子どもの福祉を実現した結果ではなく、子どもの福祉を守るための一つの手段であるという認識を前提としておきたい。子どもにとって重要なのは家族としてのアイデンティティとパーマネンシー感覚を心的に内在化できたかどうかなのである(西原2006)。この視点がないまま、財政・管理サイドによる措置費削減の目的に同調して家庭復帰率の向上のみを追求するような支援は本末転倒になるばかりか、リスクを生じさせる可能性すらある。

2. 在宅ケースにおける家族維持支援

また、虐待やネグレクトケースにおいて施設入所や里親委託をおこなわないままで問題の改善をめざす介入も家族再統合支援の対象としておく必要がある。具体的にはリスクのない方の親のみと生活する場合や、祖父母などの親族が子どもを受け入れて在宅のまま支援するケースである。米国では虐待した親のほうの家から出でいかなければならない法システムがあり、日本でも配偶者間暴力においては加害者を自宅から退去させる保護命令がある。しかしわが国の子どもはどれほど親から虐待されているかが、そこから逃れるには子どものほうが自分の家から出ていかなければならないという不条理がある。

歴史的にふりかえると児童相談所は親子分離を回避するために、できるだけ在宅での生活を継続させる方針を踏襲してきたと思える。それは「親権の壁」に阻まれているからという以前に、「親子はともに生活するのがあたりまえである」という素朴な価値観に支えられた通常の援助を原則としていたからである。しかしこの通常の援助によって繰り返された重度の虐待ケースが親子分離促進論に火をつけた経緯は先述したとおりである。つまり在宅のまま虐待・ネグレクトケースに対応するには特別な援助が必要なのである。具体的にはモニタリングスケジュールを確保したうえで家族システムの変化をうながす方法(西原2002)、Multi-Disciplinary-Team(法的根拠をもった多機関連携チーム)によるアプローチ(高岡2014)、対立的な保護者と「折り合い」をつけるプログラム(鈴木2016)など実効性をもった介入が必須となる。

【事例3】

2歳の次郎は病院からの虐待通告をうけて職権での一時保護となった。帰宅した母親が父親のそばで泡をふいて倒れている次郎を見つけて病院に連れていったところ、次郎の口の周りに指跡のようなアザがあるのを不審に思った医師が通報した。児童相談所の聴取にたいして母親は過去にも父親が次郎の口をふさいだことがあると語るが、父親はよく覚えていないとあいまいに否認している。親族の強い希望もあって一定期間父親に会わせないという条件で次郎を母方の実家にもどした。同時に家族再統合チームがケースに介入することになる。父親には児童

相談所が連携している精神科クリニックへの通院を義務づけたうえで、チームは定期的な夫婦カウンセリングと母親実家宅への家庭訪問を繰り返した。クリニックの医師は次郎の口をふさいだときに父親が解離状態であったと診断し、子どもの号泣によって誘発される父親のパニック症状をセルフコントロールできるような治療をめざした。最初は父親を弁護してすぐにも親子3人での生活を再開したいと懇願した母親であるが、次第に父親がおこなった行為に怒りを表すようになり、それとともに父親が安定した心理状態を保てるような工夫を自ら考えはじめた。介入から1年して父親が母親の実家に同居して生活することができるようになる。甘えてくる次郎を「かわいくてしょうがない。なぜあんなことをしたのか分からない」と涙ぐむ父親に対してチームは3人で生活するためのプログラムの準備をしている。

子どもの権利条約で子どもの意見表明権が公式に認められた。具体的には子どもが親子分離のさいに「施設ではなくて、おばあちゃんの家で暮らしたい」と主張したとき、児童相談所はどのように対応しなければならないかという原則である。国連による子どもの代替養育に関するガイドラインの一般原則にはその冒頭「家族は、社会の基本集団であり、子どもの発達、ウェルビーイングと保護のための本来の環境であるから、まず何よりも、子どもが実の両親の養育、あるいはそれが適切な場合はその他の近親者の養育のもとに留まるか、戻ることができるように力を尽くすべきである（傍点筆者）」（International Social Service=2011：16）と代替養育における親族養育の優先が明確に述べられている。また「代替養育に関するすべての決定は、原則として、可能な限り住み慣れた場所の近くに子どもを留めることを最大限考慮すべきである」（International Social Service=2011：18）ともとめている。これは関係性と場のアイデンティティを子どもから奪ってはならないというメッセージである。条文を忠実に守れば事例3のようなケースはこれから増えてくるであろうし、また増やしていかなければならない。在宅のまま支援しているケースを家族再統合の支援対象に含めておかねばならない所以はここにある。

IV 子どもの権利条約を基盤にした支援

近年改正がめまぐるしい児童福祉法であるが、2016年の改正には1947年に同法が制定されて以来一度も手がつけられていなかった第1条の「児童福祉の理念」が含まれている。そこには「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する（傍点筆者）」と記されている。冒頭で子どもの権利条約が児童福祉法のバックボーンであると明言した点は注目に値しよう。つまり児童福祉にかかわる法制度や相談援助はすべて子どもの権利条約に則していなければならなくなったのである。しかし社会的養護のケースにおいて、わが国ではこの条約の趣旨にそぐわない支援が伝統的におこなわれている現状が散見される。

1. 子どもの権利と親の貧困問題との優先順位

厚生労働省は5年ごとに「養護問題発生理由」として子どもが施設に入所することになった第1要因を公表しているが、この発生理由の中に「親の貧困」は含まれていない。もっとも近い項目は「破産等の経済的理由」であり特殊な状況に限定されている。それでもこの項目は22項目中の第4位で、全体の5.9%をしめている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局2015：9）。さらに「破産等の経済的理由」という項目を「経済的理由」という言葉に置きかえて全国の児童養護施設と乳児院を対象に調査したところ、経済的理由が施設入所の第1要因になっていたケースは23%で第1位であった（西原ら2014）。また東京都は社会的養護の中核である虐待ケースの家庭状況を調査しているがその結果、虐待につながる第1要因として「経済的困難」は約3割をしめていた（東京都福祉保健局2005：44）。

こうした社会的養護問題のベースにある親の貧困にたいして子どもの権利条約の姿勢ははっきりしている。子どもの権利条約に基づいた『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』には「経済的・物理的貧困、あるいは貧困によって直接的・個別的にもたらされる状況を理由に、子どもを実親から分離する、代替養育へ委託する、家族の元へ戻すことを妨げる、などをしてはならない。むしろ、貧困や貧困がもたらす状況は、家族に適切な支援が必要であるというサインと考えられるべきである」（International Social Service = 2011：18）と明確に記載してある。つまり貧困が原因になって親子が引き離されようとするケースにおいて、国と地方公共団体は親への経済的支援を優先させて分離を回避するようもとめているのが条約の趣旨なのである。

【事例4】

夏子が生まれたとき母親は20歳前であった。父親とは婚姻しておらずその所在も不明である。昔ながらの地域と親戚の目を気にした祖父母の強い意向があり、夏子は県外にある有名な病院に置き去られた。しかし母親の身元は特定されて夏子は乳児院に入所することになった。夏子が1歳をすぎたところで施設と児童相談所は夏子を養子縁組希望の里親へ委託する方針を検討した。ところが今まで1度も面会にきたことがない母親は里親委託に同意するどころか自分で育てたいと言いだした。実際にそれから母親は週に1回のペースで面会に訪れ、夏子のほうも母親になつくようになっていった。また引きとりに反対していた祖父母も母親が経済的に自立して実家と離れて生活できるのであれば引きとってよいと態度をかえた。

ここで家族再統合チームが介入することになるが、状況は急変する。母親が祖父母のお金を無断で使い込んでいたことが発覚して実家から追い出されてしまったのである。友人の家を泊まりあるいていた母親も最後は行く場所をなくしてチームに助けをもとめてきた。チームの紹介で母親は婦人保護施設に入所することになり、量販店の販売員として働きに出るようになった。母親の生活が落ちつき、お金が少し蓄えられた段階でケースカンファレンスがひらかれ母親の退所プランが検討されることになる。母親は生活保護を受給して夏子を引きとりたいと希望した。チームは祖父母の援助がなくてもフォーマルな社会資源を活用すれば母子二人の生活は可能だと考えて母親の意向を支持した。しかし福祉事務所の生活保護ケースワーカーと婦人保護施設の生活指導員は母親が経済的に自立してから、もしくは祖父母の経済的支援を確保し

てから夏子を引きとる方針を主張した。結局、母親は婦人保護施設を退所して安価なアパートを借りて一人暮らしをはじめた。そして夏子は3歳をまえにして児童養護施設へ措置変更になった。

その1年後に母親はある男性と出会い結婚する。夏子の存在を知ると男性はすぐさま施設から夏子を引きとり養子縁組をした。親子3人の生活には夫の両親にくわえ、母方祖父母の協力も期待できるようになったためチームの援助は終結とした。

このケースは結果的には家庭復帰をはたしたが、そのプロセスには問題がある。子どもの権利条約の第3条には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする（傍点筆者）」と謳われている。事例4のケースカンファレンスでは子どもの最善の利益は後回しにされている。一般的にこうした問題は子どもの福祉より親のニーズが優先されたときに起こりがちであるが、このケースにおいては保護者も引きとりを望んでいるため優先されたのは行政のニーズとしかいいようがない。

経済力がある祖父母に支援を期待するにしても社会的養護ケースには多世代にわたって葛藤があることが多く、その解消には家族療法的なアプローチなど特別な対応が前提となる（西原2006）。また生活保護が親子分離を防ぐセイフティネットとして機能している実態も広く知られるべきであろう（西原2015）。生活保護費のほうが施設に子どもが入所する場合の措置費よりも安価のことは意外に知られていないが、財政面の議論はぬきにしても、親の経済的自立を優先させて子どもを施設入所させる処遇は子どもの権利条約で禁止されていることを児童福祉領域ではたらく実務者は認識しておく必要がある。

2. きょうだい分離の回避

児童養護施設などに入所している子どもの家族状況をあらためて精査すると、きょうだいが別々の施設に入所していたり、入所児以外のきょうだいは自宅で生活しているケースが少なからず存在していることに驚かされるであろう。子どもの代替養育に関するガイドラインには「既に結びつきのある兄弟姉妹は、虐待の明らかな危険や、子どもの最善の利益に反するその他正当な理由がない限り、原則として、代替養育の委託の際に分離されるべきではない。どのような場合でも、子どもの望みや利益に反しない限りは、兄弟姉妹が連絡を取り合うことを可能にする努力が払われるべきである」（International Social Service = 2011 : 18）ときょうだいの分離を回避する処遇をもとめている。日本では2004年の児童福祉法改正で乳児院と児童養護施設の年齢要件がようやく緩和され、「特に必要のある場合」については乳児院に幼児が、児童養護施設に乳児が入所できるようになった。その「特に必要のある場合」の一つが「きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合（傍点筆者）」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2005 : 55）であるが、あくまで特例あつかいになっている。ガイドラインのもとめているレベルに応じるならば「きょうだいで同じ施設に措置することが子どもの福祉に反する場合に限って別々の施設に入所させることができる」と逆転させなければなるまい。

そもそもきょうだいの分離を回避しなければならない理由はなんだろうか。それは、きょうだい関係が親子関係とおなじくアイデンティティ形成において重要な要素になるからである。たとえ親がいない場合であっても、ともに生活しているきょうだいの存在が自身の存在証明として心理的な支えになっているケースは散見される。逆に自分のみが施設に入所し、他のきょうだいは自宅で生活している状況が与える疎外感にはかりしれない心的ダメージにつながるであろう。また、ライフサイクルがすすむにつれてきょうだいインフォーマルな社会資源として家族機能を再生させる可能性にも配慮しなければならない。ガイドラインは「実親や養育者を失った兄弟姉妹が、一緒に暮らし続けることを選択したならば、兄弟姉妹のなかの年長者がそれを望み、世帯主となり得るとみなされる限り、支援とサービスをその兄弟姉妹が利用できるようにすべきである。(中略)またこうした世帯が、ソーシャルワーカーが行うような地域支援での専門的サービス、特に子どもの健康、住居、教育や相続に配慮した監督指導と支援を受けることを確保すべきである」(International Social Service=2011:26)と述べ、分離回避にとどまらずきょうだいが共に生活できるような積極的サービスの提供を公私の福祉機関にもとめているのである。

【事例5】

秋子は児童養護施設に入所している中学3年生の女子である。4歳の時、母親の出産とともに姉と妹の3人でこの施設に一時保護されたのがきっかけになった。出産後3人は家に戻るようになるが秋子は「帰りたくない」と泣いて帰ろうとしない。その姿に激怒した父親が「それなら一生そこにおれ」と姉妹二人だけをつれて家に帰ってしまった。施設と児童相談所はあわてて父親を説得するが「知らん」と引きとりを拒否したため、冷却期間をおく目的で秋子のみ一時保護を継続させた。ところが、母親の入院で秋子は家庭復帰のタイミングを失ってしまう。一時保護が3ヶ月をこえたため、施設の要望に応じて児童相談所は父親の同意をえて措置入所に切りかえた。その後、家族の面会は時々あったが、家庭引きとりの話題は表面化することがないまま2年が過ぎていった。

小学校就学を翌年にひかえたある日、面会に来た父親にたいして「そろそろ秋子ちゃんを引きとらないと可哀そうですよ」という施設職員の言葉が事態を悪化させることになった。「帰りたくないと言ったのは秋子のほうだ。もう面会にはこない」と息巻いて帰ってしまった。連絡をうけた児童相談所の地区担当ソーシャルワーカーが数日後に家庭訪問するが、父親は「話すことはない。二度と来ないでくれ」と追い返したあげく電話も拒否するようになった。それからは父親の面会のみならず、なにごとにも父親の承諾なしには行動することができない母親やきょうだいの面会もなくなってしまった。以来、児童相談所と施設はこの家族を接近困難ケースとみなして積極的なアプローチはおこなわれなくなった。

このケースが家族再統合チームの支援対象としてあがってきたのは秋子が中学2年生になってからである。それまで特段の問題はみられなかった秋子が万引きや、リストカットなどの問題行動をおこすようになり、同時に「なぜ私だけが施設にあずけられているのか理由が知りたい。できれば家でみんなと暮らしたい」と訴えるようになったため、施設がチームにサポートを依頼してきたのである。チームはこれまでの支援プロセスを検証した結果、まずは児童相談

所と父親との関係再構築を最優先の方針とした。チームのソーシャルワーカーは自宅前で父親の帰りを待ちうけ「秋子が情緒的に不安定になっている。親の力がないとなんともならない。助けてほしい」と帰宅してきた父親に頭をさげた。両親は秋子が精神科クリニックに通院することになるかもしれない状況を知ると驚くとともに心配もした。

チームはワンダウンポジションで父親との面談をすすめていった結果、介入後わずか2ヶ月で親子は約10年ぶりの再会をはたすことになったのである。その後、面会と帰省は定期的に実施されるようになったが、部屋の数や経済的問題などの理由で両親とも秋子が自宅にもどることには消極的である。また秋子自身も家庭の事情を察知して、高校まで施設に入所する意向をみせている。

「帰りたくない」という幼子の一言が長期入所の発端になったケースである。そして様々な事情で10年以上のあいだ秋子は親きょうだいと一人離れて生活することになった。家族システムはいったん固まってしまうと現状維持の方向に動き、変化することをこばむものである。秋子がいないうちに家族はそれぞれメンバーの役割と関係性が固定化し秋子が戻る場は失われた。チームの介入は遅きに失したというべきであろう。

「親の貧困」、「きょうだいの分離処遇」の例をあげたが、家庭復帰における伝統的な援助方針が子どもの権利条約のパラダイムとのあいだに齟齬をきたしている例は他にもある。社会的養護にたずさわる実務者は、まず子どもの権利条約と子どもの代替養育に関するガイドラインを熟知したうえで、伝統的な支援方法と対峙させながら家族再統合支援にのぞむべきであろう。

V おわりに

2000年に児童虐待防止法が施行された時期から社会的養護を専門とする実践家や研究者によって家族再統合という課題が提出されるようになった。この頃の「家族再統合」という言葉は分離された子どもが再び親もとに戻るという「家庭復帰」と同義に解されていたと記憶する。そのため筆者は「なぜ家族のもとでなければならないのか」という命題をたてて思索してみた。「家族の中で生活することは、子どもが自明のこととして、しかも永遠にここに存在して良いという感覚を育みやすい環境だから」（西原2006）という答えが当時の結論であった。この見解は現在も変わらない。人間の心的イメージは環境との交互作用で構成されていることを前提とするならば、子どもに永遠の居場所と関係性を自明的に内在化させうる環境は一義的には実家族になろう。家族再統合とはこうした常識をかなえる手続きにすぎない。ただこれを具現化する法制度、支援システム、具体的方法論が今もとめられているのである。

これから児童相談所は家族再統合の課題にたいしより真剣に取りくむことになるはずである。本論はこの課題に対応するために専従チームの設置を提唱している。しかし、これは進化プロセスの中途段階であるという見解も付記しておきたい。全国どここの児童相談所であっても家族再統合支援がルーティーンワークとして期待できるほどのマンパワー、専門的スキル、チームワークを整えているならば専従チームは必要ないのである。家族再統合支援が特別な援助ではなく通常の援助にな

ることを願う。

注

- 1) 2007年に改正された児童福祉法と児童虐待防止法によって「児童の安全確認を強化するために立ち入り調査権の整備（臨検）、保護者が入所中の児童に面会・通信をするときの制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化」が可能になった。また2011年の民法改正では親権の行使にあたって「子の利益のために」という文言が追加され、「親権停止制度」が新たに設けられるとともに、同年に改正された児童福祉法には「施設長が児童の福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者はそれを不当に妨げてはならない」と規定された。さらに2016年改正の児童虐待防止法では「しつけに際して懲戒権を濫用してはならない」という文言が明記された。いずれも子どもの権利を守るために公権を強化し、親権を制限しようとするベクトルは共通している。
- 2) 本論文では読者が論旨を理解しやすくするために事例を記載しているがこれらはすべて創作である。本来ならば実際の事例によって論文を構成するのが適当であるが、そのためには研究倫理にてらして事例の中に登場する当事者すべてから論文掲載の了解をえなければならない。しかし、こうした了解を援助対象者にもとめることはそれ自身が反援助的になる可能性もあり現実的とはいえない。そのため本論文はまず実際の事例を用いて作成し、そのあと事例部分を創作事例に置き換えるというプロセスで完成させた。掲載した創作ケースは筆者が長年のあいだ児童相談所とのかかわりをおして培ってきた経験事例を再構成したもので実際の事例と本質は変わらない。

文 献

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2005）「児童相談所運営指針の改正について」厚生労働省。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2015）『平成25年度 児童養護施設入所児等調査結果』厚生労働省。
- International Social Service (2009) *Guidelines for the Alternative Care of Children* (=2011, 子どもの村福岡訳『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』福村出版。)
- 西原尚之（2002）「児童虐待をともなう家族への在宅援助アプローチ：児童相談所が援助に拒否的な親と協働するためのストラテジーについて」『社会福祉実践理論研究』11, 49-59.
- 西原尚之・稲富憲朗・平田ルリ子（2006）「家族再統合の課題としての世代間葛藤：施設ソーシャルワーカーがおこなう日常的家族療法」『アディクションと家族』22(4), 373-380.
- 西原尚之（2006）「家族再統合論の吟味：「なぜ家族なのか」という問いかけ」『福岡県立大学人間社会学部紀要』15(1), 73-84.
- 西原尚之・益満孝一・山之内輝美・ほか（2014）『養護課題が世代間を連鎖するプロセスの解明にむけた研究：科学研究費補助金研究成果報告書』昭和堂。
- 西原尚之（2015）「貧困シングルマザーが経験するライフコースの特徴」『九州社会福祉学』11, 61-70.
- 才村純（2005）『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣。
- 鈴木浩之（2016）「子どもの虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の「折り合い」のプロセスと構造：子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築」『社会福祉学』57(2), 1-14.
- 高岡昂太（2014）「子ども虐待におけるアウトリーチ」『精神療法』40(2), 223-227.
- 東京都福祉保健局(2005)『児童虐待の実態Ⅱ：輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク』東京都福祉保健局。

(にしはら なおゆき：人間科学科 人間関係専攻 教授)